

令和6年度第1回モニター調査  
「福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直しに関する状況調査」単純集計

調査の目的	福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直しの現状を把握するための調査をします。		
調査対象者数	999名	回答率	65.4%
調査回答者数	653名		
調査実施期間	令和6年7月16日(火)～7月22日(月)午前9時まで		

**【1】令和6年(第9期)度介護報酬改定における「福祉用具貸与の見直し(貸与から購入への変更)」の有無についてご回答ください。**

区分	回答者数 (人)	率(%)
(1)ある	166	25.4
(2)ない	487	74.6
合計	653	100.0

**【2】【1】で「(1)ある」と回答した方におたずねします。**

貸与から購入への変更時に、介護支援専門員が保険者から求められた手続きがあればご記入ください。  
(自身の経験以外に把握している情報があればご記入ください)

区分	回答者数 (人)	率(%)
(1)対象用具の写真の提出を求められた	16	6.3
(2)対象用具のカタログ・取扱説明書の提出を求められた	36	14.3
(3)ケアプラン第1表から第3表の提出を求められた	18	7.1
(4)利用表・別表の提出を求められた	2	0.8
(5)変更の理由書などを求められた	25	9.9
(6)その他	38	15.1
(7)求められた手続きはなかった	117	46.4
合計	252	100.0

**(6)その他(自由記載)**

課題整理総括表
スロープの複数購入の際は、複数購入が必要な理由の明記と住宅の見取り図が必要と言われた。再購入の場合は破損状況がわかる写真が必要。
福祉用具購入申請書の提出
更新認定時の変更を予定しており現時点で求められている手続きはありません。
『介護保険居宅介護福祉用具購入費支給申請書』の提出を求められた
サービス担当者会議の記録(医師やリハビリなど医療職の意見や同意等の記載されたもの)が必要と、福祉用具事業所から申し出があった。
担当者会議録
これまでの購入品目と同様の購入手続き(書類も含め)は必要だったが、特別な書類の提出などはなかった。
同じものを2つ購入の場合は理由書を提出した
福祉用具購入時の書類の他に、図面・設置完了後の写真等の住宅改修時の時と同じような書類を市から求められた。
担当者会議録
他の福祉用具を購入する場合と同じ手続きをした。従来通りの 福祉用具購入理由書 領収書 商品のカタログコピー 福祉用具購入申請書の提出が必要。
住宅改修のように、自宅内の間取り。
特定福祉用具購入に伴う一連の書類。
福祉用具購入時の申請書
居宅サービス計画書4表の提出
他福祉用具購入時の手続き同様、介護保険福祉用具購入理由書の提出。
特に指定された様式は決まっておらず、支援経過に検討内容や主治医もしくはリハビリ専門職から聞き取った意見等を記載し提出したり、担当者会議の要点にまとめて提出したり、自分で独自に理由書を作って主治医からの照会シートを添付して提出したりしている。提出した内容だけで確認できない時にはケアプランの提出も求められる場合がある。
福祉用具貸与業者の担当の方が手続きをして下さった。
これまでの福祉用具購入申請時と同様の手続きを行った。申請書に、商品のカタログ添付、福祉用具が必要な理由を記載。支援経過にて、協議したことがわかる書面の部分のみ記載したものをケアプランと一緒に提出した。
購入申請書と領収書、医師又はリハビリ専門職の意見が入っているサービス担当者会議の要点の提出を求められた。

福祉用具サービス計画書提出。医師やリハビリテーション専門職等からの聴取した意見記載。サービス担当者会議等での他職種による協議の内容を記載。
医師の意見書
福祉用具を介護保険を利用して購入する際に行政に提出する「福祉用具を必要とする理由書」の提出を求められた。
用具販売での手続きのみ行った。用具のカタログ(コピー)・選定理由・領収書を添付し手続きを行った。(通常の用具販売の手続きと同様)
購入へ変更になっているが、手続きが8月で行う為。
特定福祉用具販売の申請書・領収書・提出依頼書、受領委任に関する委任状
特定福祉用具購入の手続きと同じ様式で、購入の理由を記入した申請書の提出を求められた。ケアプランの変更について確認したところ、ケアプランの変更はしなくてよいが支援経過に記録するように指導されたため、サービス担当者会議に記録と支援経過の中で購入理由を明記するようにした。
担当者議事録
求められたのではないが、提案にあたり、意見聴取のためだけに受診をしたと聞いた。かかりつけ医なく、リハビリも受けてない場合は、現在利用しているサービス事業所のみで担当者会議を行ったとも聞いた。
電話で確認あり。介護支援専門員として貸与ではなく特定福祉用具販売を提案した理由は何か。福祉用具専門相談員と同行し、利用者や家族へ説明を行ったか。
通常の福祉用具購入費支給申請と同じ 申請書(理由記載)、パンフレット、領収書の写し(保険者によっては原本)を提出
担当者会議の要点
従来の福祉用具購入費支給申請の手続きのみ。
福祉用具の計画書
求められた手続きはなかったが主治医やリハビリの意見確認を行った。
手続きは特になった。ポータブルトイレ等と同じように購入理由書の作成のみを行い、福祉用具の業者が申請代行を行ってくれた。